

ウィリアム三世第一議会の「歳入」確定 ・・ 関税四年限定承認の意義

酒 井 重 喜

ウィリアム三世第一議会 1690 年における『歳入』＝国王私財」確定は、炉税の廃止と終身的と世襲的の消費税および四年限定の関税を承認した。89 年に炉税が廃止され関税が終身的でなく四か年限定されたことは、復古王朝の国王歳入に比べ大きく削減されたことを意味する。庶民院は、ジェイムズ二世に過大な歳入を与えたことが絶対君主への傾斜を許したことを反省し、「不十分な歳入」を設定した。炉税が削減されたうえに関税承認が短期化されしかも戦費借入の担保にもされた。これによって「頻繁な議会」が保証され、悪しき大臣の排除の機会が得られ、「苦情の救済」を「供与の承認」の有効な交換条件にすることが可能になった。国王には行政権・軍事権をはじめとする従来 of 国王権限の大半が保証されたが、その権限は議会の許容範囲で行使された。「有給の官吏」あるいは「賄い付き」となった国王に対して議会は戦時と平時の別なく「財布の支配」の権利を獲得した。「1690 年の『歳入』確定」は国王大権を形の上で侵害することなく混合王政を維持する一方で、それを支える「国王私財」を決定的に削減し、議会の優位を事実上確立した。

「(名誉) 革命はわれわれの異論の余地のない古来の法と自由、その法と自由の唯一つの保証である古来の統治体制を守るためになされた。」と指摘した E. バークは、一方で「(名誉) 革命のリーダーたちは時を置かず議会の頻繁な開会を確かなものにし、これによって政府全体が庶民の代表者と王国の貴族による恒常的な監視と積極的な統制を受けることになった。」と述べている。このようにバークは 1790 年時点で、名誉革命は君主制を護持ししかもそれを改変したという両義性を指摘している。¹⁾ T. マコーレーは 1862 年に、この両義性を「新しい国制は必要とされていなかったが、変化は求められていた。」と簡明に表現した。²⁾ 近代の歴史家は、名誉革命の保守性と変

1) エドモンド・バーク (中野好之訳) 『フランス革命についての省察 (上)』岩波文庫 54-55, 61 頁。
C.Roberts, 'The Constitutional Significance of Financial Settlement of 1690', *Historical Journal*, 20, 1 (1977), p. 59.

2) T.B. Macaulay, *The History of England from the Accession of James II* (1858), III, p. 407. 引用文の

革性の間で揺れ動いた。トレヴェリアンは1938年に変革性を強調して、「(名誉革命は)新しい国制—議会に統制される君主制(を創った)」とし、「庶民院は議会を毎年召集しなければ王権がやっつけていけないようにと慎重に注意を払った。ウィリアムには終身の巨額の歳入は認められなかった。彼と彼の大臣たちは毎年かしこまって庶民院に行かなければならなかったし、庶民院はたいてい取引を行い、供与の見返りに返報を要求した」と論じた。³⁾ こうした見解に対する揺れ戻しが近年ではJ. R. ジョーンズによってなされた(1972年)。ジョーンズは名誉革命の非変革性を次のように指摘する。「権利の宣言」は「名誉革命の要諦」をなしており「疑う余地なく国民に属していると考えられていた自由と権利を回復し永続化することをなによりも意図したものであった。」「(古来の)国制を改変から護る必要性を意識的に念頭に置いたこと」に「名誉革命体制成功の理由」がある。⁴⁾

「権利宣言」も「権利章典」も古来の自由と権利の再確認であり、新しい法整備を必要としないものであった。⁵⁾ 王位継承は「血縁」によるのか「契約」によるのかの対立はあったが、世襲論が息絶えることはなかった。「権利宣言」も「権の章典」も古来の権利の再確認であることとジェイムズ二世は離英したがなお王位にあつて王位は「空位 vacancy」ではないという論議に集中することで、名誉革命の保守性と革命の前と後の連続性が説かれ変革性は希薄化された。これを批判してC. ロバーツ(Roberts)は、1690年の「歳入」確定に注目すれば、実質的な変化すなわち国王は「国王私財」で自活することができなくなったことに気付くであろうし、連続性の強調は1690年の「歳入」確定の画期的意義を無視するもので名誉革命の変革性が財政史的視点から再照射され再確認されるべきである、と主張する。1690年の「歳入」確定の意義の検証は、J. R. タナーの古典的著作からJ. R. ジョーンズの新しい著作まで一貫して等閑視され続け、名誉革命における議会の「財布の支配」の確立、すなわち「国王自活原則」が終局的な衰微をしたことの確認がなされてこなかった。そのことが、名誉革命の変革性を見逃す誤りの起因であるとロバーツは指摘する。⁶⁾

前後は次のとおり。「国民の代表者の合意がなければ、いかなる立法もかなわず、いかなる税も賦課されず、いかなる軍も保持されず、いかなる人も君主の恣意的意思で一日たりとも投獄されることはなく、最下層の臣民の権利であってもその侵害を正当化するのに勅命を持ち出すことは前後は次のとおり。「国民の代表者の合意がなければ、いかなる立法もかなわず、いかなる税も賦課されず、いかなる軍も保持されず、いかなる人も君主の恣意的意思で一日たりとも投獄されることはなく、最下層の臣民の権利であってもその侵害を正当化するのに勅命を持ち出すことはいかなる権力もできないことを、トーリもウィッグも王国の基本法と見なしていた。こうしたことがその基本法である王国は、新しい国制を必要としていなかった。(本文引用箇所) スチュアート朝の統治の拙さとそのまづさが生んだ混乱は、われわれの政体にどこか欠陥があることを、そしてその欠陥を詳らかにし補正することが暫定議会の責務であることを十分に明らかにした。」

3) G. M. トレヴェリアン(松村起訳)『イングランド革命』(1978年)145, 149頁。訳文は一部改変した。G. M. Trevelyan, *English Revolution 1688-1688* (1965), pp. 93, 96.

4) J. R. Jones, *The Revolution of 1688 in England* (1972), pp. 316-18, 327.

5) 浜林正夫『イギリス名誉革命史』(1981年), 190頁。

6) ロバーツはより詳細に、従来の名誉革命研究を5つのグループに分けて整理している。Roberts,

ロバーツのこの指摘は示唆的であり、本稿はロバーツの研究に依拠して、憲法史政治史研究が軽視してきた名誉革命の財政史意義とりわけ1690年の「歳入」確定の歴史的意義を明らかにすることを目的としている。

ibid., pp.60-61. 以下それを略記する。

第一グループ：「1690年の『歳入』確定」を無視する、J.R. タナーからJ.R. ジョーンズにいたる大きな流れ。J.R. Tanner, *The English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century 1603-1689* (1962) lect. XVI; Jones, *op. cit.*, ch. 11; D. Ogg, *England in the Reigns of James II and William III* (1955), ch. VIII; E.N. Williams (ed.), *The Eighteenth-Century Constitution 1688-1815* (1960), ch. 1; A. Browning, *English Historical Documents*, vol viii (1953). pp.22, 297-8, などがこれに入る。

第二グループ：例外的に「1690年の『歳入』確定」の重要性を評価し議会の優位の確立を指摘するもので、A.F. Pollard, *The Evolution of Parliament* (1968), p.247; G.N. Clark, *The Later Stuarts* (1934), pp.141-6, 175; Trevelyan, *English Revolution*, p.96. (前掲訳書, 149頁), などがこれに入る。ただ「議会の優位」を語っても「1690年の『歳入』確定」の詳細は述べられず、時に叙述に不正確なところがある。クラークは「経常的収入である『国王私財』は一年限りで議決されその後治世を通して毎年議決されるようになった。」とし、この誤りをトレヴェリアンも踏襲している。(Clark, *op. cit.*, p.175.) 事実、1690年の議会は、「国王私財」の半分(消費税)を終身で議決し、残りの半分(関税)を四か年限定で承認した、というものであった。

第三グループ：「1690年の『歳入』確定」によって大きな変化はあったものの、それで議会主義的政府が創出されたのではなく、国王と議会の新たな均衡が生まれ、その均衡の基礎は名誉革命で打立てられた財政的均衡にあるとするもので、B. Kemp, *King and Commons: 1660-1832* (1957), pp.69-75; M. Ashley, *The Glorious Revolution of 1688* (1966), p.196; E. A. Reitan, 'From Revenue to Civil List, 1689-1702: The Revolution Settlement and the "Mixed and Balanced" Constitution', *Historical Journal*, xiii (1970), pp.571-88, などがここに入る。このうちレイタンは、名誉革命の「歳入」確定を評述する中でシヴィル・リストの起源に注目し国王財政の議会の検証からの独立性に焦点を当てた。しかしその独立的国王歳入が平時統治費を賄うのに十分なものであったかを問わず、国王に議決した「歳入」の「不十分性 inadequacy」を対仏戦争のせいにしてそれがもつ憲政史的意義を軽視した。換言すれば、混合王政における国王と議会の双方の独立性の再整備が名誉革命によってなされたのではなく、議決された国王歳入(国王私財)が使途に自由裁量権がある再整備的なものである点を指摘するが、その額が決定的に少額であった点の意味、すなわち近代主権国家における混合王政のあり方に対して留意がない。酒井重喜「ウィリアム三世のシヴィル・リスト・議会主権と混合王政」『熊本学園大学経済論集』第22巻第3-4合併号(2016)。

第四グループ：ショーは膨大な資料を集めた功績があるものの叙述に曖昧性を残し、一方で「議会は政府の経常費を支弁する責任を負い、それによって国家の行政機構に対する統制力を最終的に掌握した。」とし、外交権・軍事権についてなお権限を有したことを見ず、他方で「(1690年の「歳入」確定)最終的な結末を、国王を議会に依存させるため国王を飢えさせるというウィッグ的・立憲的・共和政的考えの勝利であるとするのは馬鹿げている。」として「国王私財」の決定的削減の持つ意味を評価せず、「1690年の『歳入』確定」をたんに革命後の「混乱」の所産とした。「1690年の『歳入』確定」に込められた名誉革命後の議会の「動機・意図」を無視する。W. Shaw (ed.), *Calendar of Treasury Books, 1689-1692* (1931), vol. ix, part I, pp. xiii, lxxxv. ウェスタンは、庶民院議員が頻繁な議会の開会に確信を持ってなくなるほどの資金を国王は持つべきでないと主張したとしつつ、「しかし、そのような議論をした議員も国王の行動の自由を打ち壊そうとは望んでいたようには思えない。」としている。J.R. Western, *Monarchy and Revolution* (1972), pp.354-5.

第五グループの史家は：「1690年の『歳入』確定」によって国王の財政的独立性を喪失させたのは、1689年~98年の対仏戦争(およびアイルランド制圧戦争)による軍事費の圧迫であり、「革命」ではなく「戦争」こそが「国王私財」を決定的に削減したとする。J. ケアターは「1690年代の戦争状況が、政府が資金を必要としたため、議会に国王に対する意図外の優位性を与え、この政治的潮流が議員に対して1689年には予想だにされなかった国王権力に種々の制約を加えることを触発した。」としている。(J. Carter, 'The Revolution and the Constitution', in *British After the Glorious Revolution*, ed. G. Holmes (1969), p.55.) ケアー(D. L. Keir, *The Constitutional History of Modern Britain Since 1485* (1960), p.273)とウィリアムズ(Willimams, *op. cit.*, p.4)もこのグループに入る。ウェスタン、レイタン、ジョーンズ、ケンプも戦争が憲法体制に影響を与えたことを強調し、レイタンは端的に「ウィリアム三世治世当初からは軍事力について年々の供与を議会に依存していた。1697年までにかねはシヴィル・リストのついても同様に『年々の国王』に限りなく近づいた。国王の独立の歳入の原則はなくなったも同然であった。(それは)1688-9年の名誉革命の結果としてではなくその後の戦争の結果としてであった。」Reitan, 'From Revenue to Civil List', pp.583-4. ただ戦争が議会の地位を高めた事実ではあっても、国王に対する優位を志向する意思が議会側にもとよりあったことをロバーツは主張する。酒井「シヴィル・リスト」229頁。

I ウィリアム三世第一議会第一会期における「歳入」確定

1688年12月にジェームズ二世がフランスに逃亡し、ただちに暫定議会が召集され、翌89年1月に選挙がなされてウィッグが優勢を占める暫定議会第一会期(1月～8月)が開かれた。⁷⁾ 暫定議会は王位は空位であると宣言し、ウィリアムとメアリに「権利の宣言」を読み上げたうえで、合同主権(joint sovereignty)の称号を授与し両名はそれ受け取った。その直後にアイルランドで反乱がおき、スコットランド議会はウィリアムとメアリの王位を認めたが、ジャコバイトがジェームズ二世を押し上げて反乱を起こした。89年8月にウィリアム三世は反ジェームズの立場からアイルランドに軍を派遣し取り敢えず反乱を鎮定した。89年10月に、暫定議会第二会期(89年10月～90年1月)は戦費として200万ポンドを承認した。同12月にカトリックの王位継承を禁ずる「権利の章典」を成立させた。90年2月には、新王への臣従を拒否した400名に及ぶ国教徒聖職者の生計手段が剥奪された。翌月に、ウィリアム三世第一議会が召集され、その第一会期(90年3月～5月)において暫定議会で成立した諸法の合法性を確認する法を成立させた。さらに、ウィリアムとメアリの終身間の消費税と四カ年間の関税を授与した。復古王朝の経常費を賄うべき「国王私財」は、終身的関税と終身的消費税と世襲的炉税に世襲的消費税とその他の世襲的収入(郵便収入等)で構成され総額120万ポンドからなるという基準があった。現実には二つの英蘭戦争を経験した復古王朝の初期と中期はこの基準を満しえなかったが、ジェームズ期には経済好況を反映して終身的・世襲的収入が150万ポンド(議会の有期的補強その他

7) 以下、ウィリアム3世期の議会展開を示しておく。J. Wroughton, *The Stuart Age, 1603-1714* (1997), pp. 24-8

暫定議会

- 第1会期 1689年1月～8月(2月、ウィリアムとメアリ即位)
- 第2会期 1689年10月～1690年1月(議会解散)

第一議会

- 第1会期 1690年3月～5月
- 第2会期 1690年10月～1691年1月
- 第3会期 1691年10月～1692年2月
- 第4会期 1692年11月～1693年4月
- 第5会期 1693年11月～1694年4月
- 第6会期 1694年11月～1695年5月(1695年10月議会解散)

第二議会

- 第1会期 1695年11月～1696年4月
- 第2会期 1696年10月～1697年4月
- 第3会期 1697年12月～1698年7月(議会解散)

第三議会

- 第1会期 1698年12月～1699年5月
- 第2会期 1699年11月～1700年4月(1700年12月議会解散)

第四議会

- 1701年2月～1701年6月(1701年11月議会解散)

第五議会

- 1701年12月～1702年5月(1702年3月ウィリアム他界)

(アン女王第1議会 1702年10月～1703年2月)

を合わせて総収入は 200 万ポンド) を上げた。90 年の議会在承認したのは、終身的消費税と四カ年の関税であった。経常費を支弁する「国王私財」としての他に超議会的な世襲的消費税とその他の世襲的収入が加わるが、ここで注目すべきはこれまで終身間認められていた関税がわずか四カ年間だけ議決されたことである。その上、1662 年に消費税と関税だけでは予定値の 120 万ポンドを調達できないためその補強策として創設された世襲的炉税が 89 年に廃止されていた。⁸⁾ 関税は四年間限定で承認されたが、94 年に 5 年間限定で更新されている。こうした短期の期限付き関税承認は、新国王即位とともに終身的関税を議会在承認するという「ヘンリ六世以来の伝統」⁹⁾ に違背するものであった。1625 年のチャールズ一世即位時の「歳入」確定において付加関税論議が紛糾しそれが解決するまでという理由で議会在関税を一年限りで承認した事実がある。チャールズ一世はこの期間限定を「国王廃位に向かう第一歩」と見なして、議会在決定を無視して関税徴収を続けた。¹⁰⁾ 1625 年に一年限りの関税承認がなされたが、国王はこれを無視して徴収を続けるとともに、29 年に議会在が解散された後の「十一年の親政」期にも関税は法的根拠のないまま徴収が続けられた。1625 年の一年限りの関税承認という特異な例外はあったものの、その後チャールズ二世の王政復古時の「歳入」確定の時もジェームズ二世即位時の「歳入」確定の時も伝統にのっとり終身的関税が承認された。¹¹⁾

1689 年議会在の収入見積りは、ジェームズ二世期の実績(ただし炉税を除く)を踏まえて次のようであった。関税が、年額 577,507 ポンドでウィリアムとメアリに授与されるべき年収入の 45% をなし、残りの 55% が消費税と(世襲的消費税を除いた)その他の世襲的収入からなり、(世襲分と終身分を合わせた)消費税は、年額 610,480 ポンドで、その他の世襲的収入が 81,350 ポンドであった。両王の経常的収入は総額約 127 万ポンドということになる。¹²⁾ 1690 年議会在は、終身的消費税(年額約 30 万ポンド)を議決し、ウィリアムは 4 月 23 日にその法案に同意を与えた。関税を四年間授与する法案には、5 月 2 日にウィリアムは同意の意思を表明した。世襲的消費税とその他の世襲的収入を両陛下に授与する法案を貴族院の承諾の上で庶民院は可決した。ただ、庶民院がこれら世襲的収入に多額の債務設定をしたため、ウィリアムは法案通

8) 96 年に炉税に代わって窓税が創設された。酒井重喜『イギリス財政史研究』(1989 年)、439 頁。

9) Roberts, op. cit., p. 62.

10) 酒井「チャールズ一世第 3 議会在第 2 会期の関税論議」『熊本学園大学経済論集』第 25 卷第 1-4 合併(2019・3)。2 Will. & Mary, c. 4; 6 Will. & Mary, c. i, in *Statutes of the Realm*, vi (1882), pp. 166-9. 1694 年の関税の 5 年更新について, *ibid.*, pp. 508-10 参照。M. Thomson は、4 年間承認を 5 年間承認と間違えている。A *Constitutional History of England 1642-1801* (1938), p. 201.

11) 酒井「チャールズ一世議会在の関税論議」同「王政復古期財政の過渡性・上」492 頁、『熊本学園大学経済論集』第 23 卷第 1-4 合併号(2017・3)、「過渡性・下」359 頁。同上誌、第 24 卷第 1-4 合併号(2018・3)。

12) C.J., x, 37-8.

過を阻止するため議会を停会にした。議会を停会して世襲的収入への債務設定を阻止したものの、それらの収入の徴収は継続した。そのことに議会は異議申し立てをしなかった。世襲的収入は世襲的権利によって国王に帰属することが事実として示された。¹³⁾

議会は消費税の半分とその他の世襲的収入の徴収継続と国王への帰属を事実として承認し、終身的消費税を議決したが、歳入の45%を占める関税については伝統に則って生涯間の承認をせず四カ年限定で承認した。このことが1690年の「歳入」確定の際立った特異性をなしていたが、それに加えて全体として収入額が少額であったことがそれに次ぐ特徴であった。国王歳入は、(四カ年限定とされた)関税と(終身的・世襲的の双方を含む)消費税と(郵便収入その他の)世襲的収入からなっていた。(戦時的支出を除く)平時的支出項目は、文政費(王室費(cost of household)、国王任命の大臣給与等の狭義の文政費)、平時軍事費(海軍費・軍備費、守備隊・護衛兵維持費)からなっていた。1689-90年の収入と支出の概数は、終身的(+世襲的)収入プラス(四カ年限定の)関税の合計額が、1,041,066ポンドであり、平時的支出額は1,448,824ポンドであった。407,758ポンドの赤字である。¹⁴⁾

1685-88年の終身的歳入の平均額は1,500,962ポンドで、平時的支出の平均額は、1,699,362ポンドであった。¹⁵⁾ 198,400ポンドの赤字である。ジェームズ二世がチャー

13) 2 Will. & Mary, c.4; 6 Will. & Mary, c.3, in *Statutes of the Realm*, vi, pp.164-6; 将来の徴収を借入担保とする「先取り」は世襲的収入に限ることなく終身的・有期的世収入(消費税の半分と関税)についてもなされた。なお世襲的収入も議会の承認を形式的であっても受けたと思われる。ただ「1690年の『歳入』確定」においてはそれに対する債務設定を嫌ったウィリアムによる議会議会によってその承認抜きで徴収が続けられたものと思われる。

14) ロバーツが作成した1685年から1701年の収支表を以下に転載する。以下、本文・注とも「終身的(+世襲的)収入・歳入」をたんに「終身的収入・歳入」と記す。Roberts, op. cit., p. 63.

表1 終身的歳入(関税を含む)

収入	各期間の年収益推定値			
	1685-8	1689-91	1692-4	1699-1701
関税	577,507	372,772	392,196	465,496
消費税	610,486	553,492	414,863	387,794
郵便収入	55,000	55,788	60,268	75,925
その他	57,969	59,014	74,852	50,337
炉税	200,000	---	---	---
総額	£ 1,500,962	£ 1,041,066	£ 942,179	£ 979,552

表2 平時的支出

支出	各期間の年平均支出推定値			
	1685-8	1689-91	1692-4	1699-1701
文政費	587,524	592,744	663,702	760,327
海軍費	417,462	496,080	496,080	1,032,365
軍備費	83,493	60,000	60,000	55,993
近衛隊・守備隊	610,883	300,000	300,000	353,807
総額	£ 1,699,362	£ 1,448,824	£ 1,519,782	£ 2,202,492

15) チャンダマンは1685-88年の平均経常収入を160万ポンドとしている。C. D. Chandaman, *The English Public Revenue 1660-1688* (1975), p. 261.

ルズ二世と同規模に軍事費を抑えておれば支出は 1,500,000 ポンド程度になりむしろ余剰を生む可能性すらあった。¹⁶⁾ しかし軍事費を節約することはなかった。逆に 1685 年に議会が追加間接税を二つ承認している。前王の負債返済と海軍補強を目的とする「1685 年 6 月から 8 年間の葡萄酒と酢と煙草と砂糖に対する追加的関税 (additional customs)」とモンマスの反乱鎮圧費借入基金として「1685 年 7 月から 5 年間のリンネル・絹に対する追加関税と輸入ブランディと国産火酒の消費に対する消費税を結合した追加税」とである。¹⁷⁾ 追加間接税による収益はチャンダマンによると年額 33 万ポンドでその三カ年分約 100 万ポンドが負債返済と海軍補強に用いられた。¹⁸⁾ これら追加税は間接税であるため経常費補強と見なされる危険性がある。そうではなく前王の負債返済・海軍補強・モンマスの乱鎮圧という用途指定を受けしかも有期の収入であるためあくまで非経常的収入であった。ロバーツは、ジェームズの 85-88 年の平均総収入は追加間接税によって年 190 万ポンドとなりその大半は軍事費に用いられたとしている。¹⁹⁾

暫定議会は 1689 年 3 月に炉税廃止を決め、また 5 月に対仏戦争であるアウグスブルク同盟戦争（九年戦争）を開始したためイギリスの関税収益は甚大な被害を受けた。炉税収益 20 万ポンドを喪失せず、対仏戦争による関税の 20 万ポンド（85-88 年の 58 万ポンドから 89-91 年の 37 万ポンド）の減収がなければ、ジェームズ二世と同等の 150 万ポンドを経常収入として確保したかもしれない。事実がそうでなかった以上ウィリアム三世治世では少なくとも年間 30 万ポンドの経常費赤字が出るようになった。

経常費赤字を出すほど歳入が少なかったが、そのために、入ってくるであろう税収を担保とする借入を控えるということにはなかった。89 年に終身的消費税を承認する法案に、同税を担保に 25 万ポンド借入れることを可能にする条項が付記された。4 年限定の関税法案にもそれを担保に 5 万ポンドを借り入れる条項が盛りこまれた。

16) この軍事費についてジェームズ二世は通常規模の軍を年額 30 万ポンド相当増強した。ここでは守備隊・護衛兵を陸軍 army とみている。酒井「過渡期・下」361 頁。Roberts, *op. cit.*, p. 64.

17) ロバーツは 1685 年の追加的関税を imposition としているが additional customs とすべきであろう。imposition は議会の承認を経ず国王大権によって設けられる関税である。この時の追加関税は 85 年議会によって承認されている。Roberts, *ibid.*, p. 64.

18) Chandaman, *op. cit.* p. 260. 「過渡性・下」360 頁。

19) チャンダマンは 85-88 年の平均総収入を 206 万ポンドとし、しかもここからチャールズ二世の負債を相当支払っており、大半が軍事に用いられたというロバーツ説は修正が必要である。Chandaman, *op. cit.*, p. 260; Roberts, *op. cit.*, p. 64. ただ、ロバーツは次のような興味ある指摘をしている。88 年以降のこの追加間接税は、戦費にではなく革命の諸経費に使われた。89 年 8 月に議会はこの収入からウィリアムのイングランド遠征費としてオランダ側に 60 万ポンド支払う資金とすることを決めている。1 Will. & Mary c. 27, 28 in, *Statute of the Realm*, vi, 93-4. 85 年の追加関税に加えて、革命後短期間のうちに賦課期間が不統一な諸種の追加的間接税が承認されている。三カ年間の追加消費税、一カ年間の倍額消費税、五カ年間の低額ぶどう酒税、五カ年間の東インド商品税。Roberts, *op. cit.*, p. 64, n12.

課税承認に際してそれを借入担保とすることが事前に決められたのである。借入金は直面する対仏戦争とアイルランド制圧の資金として用いられるべきものであった。²⁰⁾借入担保にされた収入は新旧の借入金返済のためにも使われなければならなかった。担保とされた関税・消費税の実に3/4が借入金の返済に充てられた。借入を強いたものは戦争の資金需要だけではなかった。戦争がなかったとしても、以下のような累積債務の存在は利子負担だけでも収入の多くを飲み込んだ。

① 1671年以前に発生した負債が384,368ポンド。② 陸軍・海軍への未払金が30万ポンド。③ 直近の経常赤字額が277,525ポンド。④ 国庫支払停止による銀行家債務への未払い利子が477,400ポンド。この4つの負債総額は1,459,293ポンドであった。利子率を8%と仮定すると、年々の利子負担は116,743ポンドということになる。²¹⁾「銀行家負債」への未払い利子は上のようであったがその後も新たに発生する利払い負担(年額79,566ポンド)があり、上記4つの既往負債利子と今後も続く利払いを合算するとそれは年額約20万ポンドであった。

1690年議会の「歳入」確定は、炉税の廃止を受け、関税を終身でなく四カ年に限定するというもので、確定された終身的歳入は平時の年間支出を20-30万ポンド下回るものであった。これに諸種の累積債務の利子負担が年20万ポンドあった。90年議会はこのような事実を直視して受止めてはいなかった。

II 関税の四年限定承認の根拠

関税の四年限定承認と借入担保価値

1690年の議会は終身承認するはずの関税を四年限りで承認した。それを込みで全体の終身的歳入を決定した。片肺飛行の歳入に対して、支出は大きく超過し平時で20-30ポンドの赤字を生み、加えて累積負債の利子負担が年額約20万ポンドに上った。しかも終身的歳入(国王私財)となるべき諸税には承認時に借入担保とすることが規定されていた。国王自活原則は平時的・経常的支出を十分賄えるだけの「国王私財」の存在を前提とするものであった。これが混合王政における「国王の独立」を支えるものであった。しかし1690年議会の「歳入」確定は「国王私財」を大きく削減した。ここにそれが憲政史的に甚大な意味を持つ所以であり、「国王私財」削減が、革命後の「混乱」によるのか革命後に起こった「戦争」に起因するのか、または革命

20) C.J., x, 357.

21) 「銀行家負債」の利率は3%であり、当時の法定利率は6%であり、8%の利率はやや高い想定のように思われるが、種々の対政府貸付者が政府の窮状に付け込んで8-10%の利子を要求していたことを考慮すべきである。酒井「チャールズ二世の『国庫支払停止』と『銀行家債務』『経済論集』, 11頁。

時の議会の本来的「意図」によるのかが検証されなければならない。

関税の四年間限定承認を最大の特徴とする 1690 年議会の「歳入」確定は、「国王私財」（終身的経常収入）を大きく減じた。議会はこれによって国王の終身的歳入（a life time revenue）を 70 万ポンドに満たないものにした、とロバーツは述べている。²²⁾

関税を四カ年限定で承認した理由として、人の死という予測不可能な事態によって貸付金の返済が途絶えるのは貸し手にとって大いなる不安であり、徴収期間を固定することで関税をより確実な信用基盤とすることができるという見方があった。²³⁾ しかしこの見方には、主権者が二名いるという特殊性からの反論がありえた。国王ウィリアムと女王メアリという二つの寿命が貸し手と貸金喪失の間に入っているという特異性が、一つしか入っていない通常の場合よりはるかに強い保証をなしており、関税を四カ年限定で承認することで信用力が格段に強化されるとは言えない、という反論である。もう一つのありうる反論は、国王ジェイムズが 88 年 12 月にフランスに逃亡した後も、徴税官は関税徴収を続けたが罰せられることはなく、国王の死が直ちに債権喪失を意味しないということである。

ジェイムズ逃亡後の関税徴収は法的裏打ちのない事実上の行為であったが、もともと政府側には、課税承認の法律に国王ないし女王の死後の租税徴収継続を保証する条項を付加する意向があったことに留意すべきである。1690 年 3 月 27 日に、ジョン・ローサー卿は、終身間の関税を承認する法案に、当該国王が死亡することがあっても一定期間関税の徴収を続けることを保証する条項を付加するよう提案をしていた。オランダ大使（Van. Citters）もオランダ議会への報告で、「国王の健康を懸念している者は、関税の終身間の承認のさいに万一国王が他界しても五年から七年の間関税徴収の継続を保証する条項を付加することを望んでいる」と報告している。²⁴⁾ これが客観的にみて合理的で実行可能な良策であることは議会も承知していて、終身的消費税を授与する法案に二人の君主のいずれか一方の存命中は片方の死後も徴税継続をする条項を盛り込んだ。その条項は、当該消費税を 25 万ポンドの借入の保証とするもので、次のようであった。「前記税収の先取りを解消し取り除くために 1693 年 12 月 24 日以前に君主が他界する事態になれば先の種々の税・賦課・貢納・負担は、

22) ロバーツが作成し (Roberts, op. cit., op. cit., p.63) 注 14) で借用した表一ではコラム 1 が 150 万ポンド、コラム 2 が 104 万ポンドとなっている。ロバーツが 1690 年にそれまでの半分が国王に与えられたとしている。「半分」である 70 万ポンドという額は借入の返済分と利払分を税収から差引たいわば国王の可処分所得であると思われる。1698 年 7 月の最初のシヴィル・リスト法は 70 万ポンドをシヴィル・リストとして設定していることから、この額は限りなく王室費に近い額と思われる。酒井「ウィリアム三世のシヴィル・リスト」『経済論集』第 22 巻第 3-4 合併号 (2016・3), p. 232。

23) S. Baxter, *William III* (1966), pp. 262-3; Western, *Monarchy and Revolution*, p. 355.

24) Roberts, op. cit., p. 66; A. Grey, *Debates of the House of Commons* (1763), x12-13, 16, 20.

前記借入れで調達されたのと同額の（返済期限である年の）12月24日まで亡君の継承者に継続的に納められるべきことが前記（君主）によって立法化されるべし。」²⁵⁾ 国王死後の徴収継続の保証は何よりも債権者保護を意味し債権者の貸付に安心感を与えるものであった。

死後徴収継続の条項が、終身間承認された消費税を確実な借入保証にすることができるなら、終身間承認される関税も同様に確実な借入保証とすることが可能であるとローサーらは主張した。しかし庶民院はこのローサーの提案を3月27日に黙殺した。関税を四カ年限定で承認することが動かぬ前提となっていた。初めに結論ありきであった。確実な借入基金が必要であるというのは、関税を終身ではなく四カ年に限定するための根拠ではなく口実に過ぎなかった。

関税の四年限定承認と「頻繁な議会」

1690年の議会は、関税について終身間承認するという伝統を打ち破って四年間のみの承認をした。その理由として第一の仮説は、人の死という不確実なものでなく期間を明確にすることによって借入の保証が確実なものになるというものであった。上に見たようにそれにはいくつかの説得性のある反証から受け入れがたいものであった。関税の四年限定承認の理由として次に考えられるのは、それが「頻繁な議会」を保証するものであるというものであった。1690年3月27・28日の関税論議で8名の議員が関税の終身間承認に賛意を示し、11名の議員がそれに反対する議論をした。賛成派の主要議員は、ジョン・ローサー、ヘンリ・グッドリック、ラニラ伯、R. ジョーンズらで、カトリックの国王を排しフランスの覇権主義を抑止するウィリアム三世への恭順と信頼を議会に訴え、新王に対して関税の終身的承認をするという伝統を遵守するよう主張した。²⁶⁾ 反対派主要議員は W. サッチェベレル、E. シーモア、C. マスグレイブ、P. フォリー、J. メイナード、J. ウィリアムソン、W. ウィリアムス等であった。²⁷⁾ 反対派は「気前よすぎる収入（承認）は議会の開会を危うくする」と警鐘を鳴らした。「一部の収入が終身で授与され、他の収入が数年限りで授与されれば、その時はいつまでも議会が再開されないということはない。（W. ウィリアムス）」「（チャールズ二世とジェイムズ二世の治世の経験からして）君主は資金を必要としな

25) *Statutes of the Realm*, vi 164.

26) Grey, *Debates*, x, 9-11, 13, 16-17, 19-20. 賛成派議員にはその外に, Edmund Jennings Robert Cotton, Henry Pelham, Heneage Finch, William Ettrick がいた。Roberts, *op. cit.*, p. 66, n 18.

27) Grey, *Debates*, x, 8-22; Roberts, *op. cit.*, p. 67, n 19. E. シーモアはかつて排斥法運動の闘士のウィッグで、この時「頻繁な議会」の必要性を間接的に主張。C. マスグレイブは逆に排斥法に反対したトリーであるが、この時借入担保を確保する必要性を主張。P. フォリーは西部出身のウィッグで「頻繁な議会」を直截に主張。J. メイナードは高齢の法律家でこの時関税を三カ年限定にすべきと主張。J. ウィリアムソンはチャールズ二世時の国務卿で「頻繁な議会」を直截に主張。

いときは、我々のことも必要としない。(J. ウィリアムソン)」こうした終身的関税承認への反対論が展開され、さらに E. シーモアは、収入が一度に一年限りで承認されてもなんの不都合もないとすら主張した。こうした終身的承認反対論は議会で大勢を占め、賛成論を押し退けて、「関税四年間承認」が決定された。²⁸⁾

このように 1689-90 年の議会では、復古王朝二代の経験から「気前良すぎる収入は議会を不要にする」という懸念が強く支配しており、とくに関税の終身的承認への反発は強く四か年限定承認が決定された。J. カーターは、1689-90 年時点で財政面からの国王権力を制限するという考えは議会になかったとし、国王権力の制限は 1689 年以降の（アイルランド・スコットランドの反乱制圧戦と）対仏戦争による戦費の圧迫の産物であったとする。²⁹⁾ しかしロバーツはこのカーター説を批判し、王権制限の考えは名誉革命自体に含意されたもので対仏戦争以後に生まれたものではないとする。暫定議会第一会期（1689 年 1 月-2 月）は対仏戦争開始（1689 年 5 月 5 日）の約 4 か月前であり、そこにおける財政論議においてすでに「気前の良い収入は議会を不要にする」という形で国王権力制限論が大きな力を持っていたとする。1689 年 1 月 29 日、W. ハーボードは議会で次のように言っている。「貴兄ら（暫定議会議員）は政府運営の確実な保証を持っている。・・すべての歳入は貴兄らの手中にあり、前国王（ジェイムズ二世）のもとにあったものを、貴兄らは取戻すことができる。（しかし）貴兄らが王位につけた者（ウィリアム三世）は歳入なしで政府を支えていくことができようか。貴兄らが思案している間にすべてが失われてしまう。」³⁰⁾ これはウィリアム三世を支持擁護する立場から早急な「歳入」確定の決定を議会に促したものである。しかしそこでは前王の収入の全てを議会在掌中に収めていることが述べられている。全歳入の処分権を議会在掌握しているという認識である。こうした発言を受けて翌 2 月に庶民院は国王歳入について審議にかかった。そこで W. ウィリアムスや B. パーチらウィッグ系議員は、「われわれの最大の不幸はジェイムズ国王に歳入を三年ごとではなく終身で与えたことである。」と言い、三年限りの歳入承認をすべきと主張した。これに対してトーリの T. クラージスも「貴兄らが収入を三カ年（だけ）授与したならば、貴兄らは議会（開会）を確実なものとしえよう」と賛意を示した。国王秘書官 C. ホイヘンスは「議会は国王に三年以上の国王歳入を与えるつもりはない、と言われている。」と記している。³¹⁾

1689 年 2 月の暫定議会第一会期では、ウィリアム三世の財政を確定することは叶わなかった。7 月になって「終身的消費税と三年間の関税」という確定法案が議会在

28) Grey, *Debates*, x, pp.11, 17; C.J., x, 359.

29) Carter, op.cit., p.55.

30) Grey, *Debates*, ix, pp.36. 酒井「シヴィル・リスト」218 頁。

31) Grey, *Debates*, ix, pp.119, 123; C.J., x, 35.

かけられた。それを採決するのに明確な反対はなかったものの同法案に対する消極論は絶えることがなく8月になっても議論が続けられ、突如として同法案は断念された。³²⁾ 89年8月に暫定議会第一会期が閉められ、第二会期が89年10月から90年1月まで開かれた。第二会期において「現存の収入を一年間継続する法案」が通った。現存の収入とは、ウィリアム三世がトーベイに上陸し、ジェームズ二世がソールズベリからロンドンに引き上げた1688年11月5日時点の収入である。S. ゴドルフィン「前の会期に提案された方式(終身的消費税と三年間の関税)が・・・その時合意されなかったのは残念である。」と現存収入の一カ年限りの承認という間に合わせの法案に難色を示した。しかし事実として、バーネットが言う通り、多くのウィッグ系議員は「歳入承認を年々新たにすることになる評判のいい統治方法を、国王に押し付けることになる一年限りの国王歳入(案)に賛成した。」³³⁾ 暫定議会第二会期はこのようにウィリアム三世に明確な「歳入」確定を決めることができず、とりあえず一年限りの現状継続を決めただけであった。しかしその間の議論で、「終身的消費税と三年間の関税」という案が今後の議会開会を保証するという考えは広範に強い支持を受けていた。そしてついに1690年3月のウィリアム三世第一議会冒頭で「終身的消費税と四年間の関税」を含む法案の承認がなされた。その法案の原型は、暫定議会第一会期末89年7月の「終身的消費税と三年間の関税」の案であり、それは読会および委員会で論議されていた。同案はその時は断念されたが、ウィリアム三世第一議会冒頭に成立した「終身的消費税と四年間の関税」法案に直結していた。さらにそれに先行して、萌芽的議論が、上に見たように暫定議会冒頭(89年1・2月)に、ハーバードやウィリアムズやバーチやクラージスなどトーリー・ウィッグの別なく議員たちによってなされていた。これは89年5月に始まる対仏戦争に先行するもので、全歳入を終身承認にしないという意味は名譽革命そのものに含意されていた。90年3月の「歳入」確定で、関税承認を終身から四カ年にしたのは、90年代の対仏戦争の軍事費借入担保を強化するためであったのではなく、「頻繁な議会」を保証するためのものであった。

1689年7月の暫定議会で「終身的消費税と三年間の関税」案が審議されそれが断念されたが、その趣意は引き継がれ、90年3月のウィリアム三世第一議会で「終身的消費税と四年間の関税」案が承認された。趣意は引き継がれたが、関税三カ年承認は四カ年承認に変更された。90年3月27日の議論で関税承認を三年限定にするか生

32) Reitan, *op. cit.*, p. 578; 酒井「シヴィル・リスト」218頁。この時、ウィリアム自身が「歳入」確定法案成立を強く望んでいたが、ジェームズが逃亡前に得ていた「歳入」が暫定議会が示す120万ポンドより多額であったことに不満を持ったことが原因と思われる。加えて「アン王女の特別割当金」案と「ウィリアム三世遠征費のオランダへの返済」案の論議が「歳入」案を脇へ押しやった面があると思われる。

33) Cobbett's *The Parliamentary History of England* (1966), v, 497; *Statutes of the Realm*, vi, pp. 145-6; G. Burnet, *History of His Own Time*, iv, 23.

涯間にするかが問題とされた。しかし 28 日に C. マスグレイブが、三年よりも四年の方が借入担保として確実度が優ると発言し、J. ウィリアムソンは、「貴兄らは昨日 (3 月 27 日)、収入の流れは滞っており、事態は停止していることを聞かされた。いま与えざるを得ないもの (四カ年承認の関税・引用者) を与えても、議会を必要化させる。」としてマスグレイブ提案を支持した。³⁴⁾ これに反対する議員はおらず四か年授与があっさり議会承認となった。三か年承認は三年議会法と連動して提起されたものであった。それが借入担保としてより確実なものにするという理由で四カ年承認に変える提案がマスグレイブによって提案されあっさり認められた。

三年議会法と 90 年の「歳入」確定

三年議会法 (Triennial Act) は、議会は少なくとも三年に一度は開かれることを定めるもので議会の長期休会による国王の専断的親政の阻止を狙ったものである。1641 年の三年議会法では三年以上議会が開かれなときは解散されたものと見なし「国王の令状なしに」選挙を行うと規定した。1664 年法は 41 年法にある「国王の令状なくとも」選挙を行うという規定が国王大権を侵害するとして除かれたためチャールズ二世もジェイムズ二世もこの法を破っている。歳入法案との関係で検討すべきは 1689 年と 1694 年のものである。1689 年 12 月に貴族院において、議会の開催期間を三年に限定し旧議会の解散から一年以内に新議会を召集することを定めた法案の審議がなされた。この法案では、「頻繁な議会」を確保するため 1641 年法にならぬ国王が新議会を召集しないときは国王に代わって大法官 (貴族院議長) に新議会召集の令状を発行する権限を与えるものであった。と同時に議員任期を三カ年に限定して「国王の影響力」を減殺することを狙ったものであった。ただ、「国王の令状がなくとも」選挙を行うとする強制的規定を含む 89 年の法案は議会閉会 (90 年 1 月 27 日) によって廃案となった。次に 92 年の三年議会法は議会で成立したもののウィリアム三世の拒否権によってで廃案となった。³⁵⁾

1694 年の三年議会法は議会で成立し、89 年法・92 年法と違って国王も承認した。

34) Grey, *Debates*, x, pp.19-20.

35) 浜林『名誉革命史』26・27, 268, 271-3 頁。浜林は、「権利章典」によって「法の停止権を認めないのみでなく、法の制定にあたっては国王の拒否権は事実上みとめられなくなった。」としている。同上書, 268 頁。『英米史辞典』(松村・富田編, 2000 年) では、特定個人に法適用を免除する dispensing power (適用免除権) も、議会制定法の適用を一定期間完全に停止する権利 suspending power (効力停止権) も、ともに「権利章典」によって議会の同意がなければ違法とされた、としている。Historical Dictionary of Stuart England, 1603-1689 は、暫定議会は「権利宣言」で suspending power (効力停止権) の廃止を求め、dispensing power (適用免除権) に制限を加えることを求めた、としている。浜林は拒否権という語を使い、J.R.Green (*A Short History of the English People* (1926), p.689.) も H.Horwitz (*Parliament, policy and politics in the reign of William III* (1977), pp.114-5) も veto という語を用いている。『英米法辞典』(田中英夫編, 1991

それは少なくとも三年に一度選挙を行うことを定めていたが「国王の令状がなくとも」という強制的規定を含んでいなかった。しかしこの時、その法的不作為を問題視する者はいなかった。その理由は、1690年の「歳入」確定（「終身的消費税と四年間の関税」）こそが議会開催を必要ならしめると考えられたからである。「国王の令状なくとも」選挙を行うという強制規定を含む89年三年議会法は廃案となり、強制規定を含まない94年法が成立した。その間に90年の「歳入」確定案の成立がある。議会召集権という国王大権を直接毀損することなく議会開催を確実にするのが、90年の「歳入」確定とりわけ関税の四カ年限定承認であった。貧すれば議会依存を迫られる。この確信が議会に「国王の令状なくとも」選挙を行うという強制条項を入れないという法的不作為をとらせたのである。³⁶⁾ ロバーツはこうした考えが広く行き渡っていたことを示す二つの文書を紹介している。一つは、1689年12月9日付のR. モーリスがその文書に、「貴族院がチャールズ一世17年（1641年）の三年議会法の再検討を行った数日後、（貴族院議員ら）は、令状が発行されない場合は人々が議会選挙を行うべしという条項に違和感を示した。その（条項の）代替として別の貴族院議員は、収入は三年限定で決められるべきでそうすれば議会が召集されない場合（収入は）止まることになる。」と記した。二つ目は、「議会の開会（meeting and sitting）を確実にする方策」と題する無名氏のもので、そこで議会は三カ年限定で収入を決め、議会が召集されない年には収入の徴収を禁止するとしている。³⁷⁾ 「頻繁な議会」を確かなものにするのに三年議会法は無力で、収入途絶の脅威すなわち「財布の支配」こそ有力な手段であるとする認識は広まっていた。

軍罰法と90年の「歳入」確定

「頻繁な議会」は1689年の「権利章典」に謳われていた。そこでは他に、国王の法停止権の否定、議会の合意なき課税の禁止、議会の承認なき常備軍の禁止などが含まれていた。常備軍否定を補強したのが1689年以降の軍罰法（Mutiny Act）であった。³⁸⁾

軍罰法は軍規維持を定めたものであったが、平時に議会の承認なく常備軍の維持を違法とし、一年の時限立法で毎年を制定を必要とする年々法（annual acts）であった。

年)では veto について合衆国の事例しかない。浜林は dispensing power を停止権、suspending power を拒否権としているのであろうか。Horwitz も veto を suspending power を意味するものとして用いているのであろうか。

36) 6 & 7 Will. & Mary, c.2, in *Statute of the Realm*, vi, 510. 「1694年の三年議会法」は一つの議会の長さを三カ年に限ることが主たる動機であり、このことは「歳入」確定が、「頻繁な議会」を確かなものにしたとしても、イギリス人はなお「三年議会法」に愛着を持っていたこと意味している。

37) Roberts, op.cit., p.69.

38) cf. R. Scouller, 'The Mutiny Acts', *Journal of the Society for Army Historical Research*, L (1972); 浜林『名誉革命史』269-70頁。

常備軍が合法性を維持するためには毎年議会の承認を要し、常備軍を国王から議会の統制下に移すものであった。しかし、89年の軍罰法制定に向けた議論の中で年々法が年々の議会 *annual parliaments* を保証するという者はいなかった。軍罰法が「頻繁な議会」を保証するとは考えられていなかったのである。事実、軍罰法が施行されていないとき（1692年、1698-1701年）も、軍は存続した。軍罰法があっても軍事予算の毎年議会承認を受けなければ軍は存続しえずこの面からも軍は議会の統制下に入った。「頻繁な議会」を確かなものにするのは三年議会法でも軍罰法でもなく、議会の「財布の支配」であった。

1690年の支出算定

終身的消費税と四か年限定の関税とその他世襲的收入を「歳入」として議会は承認したが、注14)の表にあるようにそれは総計1,041,066ポンドであった。しかし、庶民院は平時の必要額として、王政復古後チャールズ二世に承認したと同額の120万ポンドを、1690年の時点においても適正な国王の経常収入であると議決した。そしてその額を算定するための委員会を立ち上げた。委員会は文政費は60万ポンドとした。軍需部の経費は22,600ポンドと算定したが、この額はT.クラージス（トーリ）が委員会の検算の前に示した8万ポンドという額とは大きな開きがあった。さらに平時陸軍費についてチャールズ二世治世では30万ポンドを費消していたのを20万ポンドと算定した。平時海軍費を366,080ポンドと算定したが、この額は実態からかけ離れたものであった。³⁹⁾ こうした厳正さを欠いた国王の経常費の算定は、革命直後の混乱によるとする(W. A. Shaw)か、アイルランド・スコットランドの反乱鎮圧や対仏戦争開始によるとされた(J. Carter)。ロバーツはいずれの見解も一理あるとしながらも、より根本的な要因は「適正な収入を承認しようという意思の欠如」にあるとし、ショウが「混乱」としたものは「意図的な暗愚」であったとする。⁴⁰⁾

チャールズ二世財政と1690年の「歳入」確定の相違 [1]

王政復古後の暫定議会はこれと違っていた。その議会は国王の支出がどれほどかを調べ、それが収入より年額20万ポンド多いことを明らかにし、国王歳入が年額819,398ポンドから120万ポンドに増加させることを決めた。⁴¹⁾ 1689年の議会は逆のことを行った。まず伝統的経費額である120万ポンドを知らないわけではなかった

39) C.J., x, 56, 80; Grey, *Debates*, ix, p.178. ここで算定された平時海軍費には・王歳入から支払われる「通常費 (Ordinary)」13万ポンドが入っていない。「通常費」は軍の解隊費、兵士への未払い給与、退役将校の退職給などを指すと理解している。酒井「シヴィル・リスト」222頁。

40) Roberts, *op. cit.*, p. 70.

41) C.J., viii, 150; Chandaman, *op. cit.* pp. 200-1.

が、その確保に尽力することはなかった。1660年の議会在「出るを量って入るを為す」であったのに対して1689年の議会はそうではなく、その「入る」も実際の目標というより伝統的数値を取り敢えず採ったに過ぎなかった。前者は国王の過度の貧窮からくる災いを想起したのに対して、後者は国王の過度な富裕からくる惨禍を思い起こした。1689年2月の議会で次のような発言が相次いだ。「われわれの災禍が始まったのはわれわれの富裕からである。」(シーモア)「貴兄らが過少なものを与えなかったとしても、いつでも貴兄らは追加することができる。貴兄らが一旦過大なものを与えたならば、二度と再びそれを取り戻すことはできない。」(W. ウィリアムズ)「消費税が一定していても関税が減少すれば、われわれは国王にその都度不足分を援助することが可能である。」(T. クラージス) 名誉革命直後の議会の姿勢は、経常的収入が過少で赤字が出て「その都度」補填すればよいというものであった。しかし王政復古後の議会はこれとは大きく異なっていた。消費税と関税から調達できる収入が想定額の120万ポンドに足らないと認識した1662年の議会は、不足分を「その都度」ではなく「恒久的に」補填した。すなわち炉税という新税を世襲的なものとして設けて対応した。⁴²⁾ 騎士議会(1661-79年)は、「国王自活原則」を当然のこととして順守し「国王私財」の充実をはかろうとしたが、名誉革命後の議会にそれを遵守する用意はなく「国王私財」を意図的に削減した。⁴³⁾

チャールズ二世財政と1690年の「歳入」確定の相違 [2]

「国王私財」の減損とその補償

「国王私財：歳入」の意図的削減に加えて、1690年の議会は、今後入って来る収入を借入担保として設定することを進めていった。これは戦争遂行という重圧に圧迫されてのことであったことは否定できない。しかしそれだけではなく、収入の先取りは議会の再開を必然のものとするという見通しがあったからである。J. ウィリアムソンは90年3月27日にこのことを次のように明言している。「与えるという点に関して、われわれは与えるためになお召集されることになる。これは先取りを行うことである。緊急時のための即応の備えのために先取りされるべき基金が設けられることができれば、それは議会のための防護となる。」⁴⁴⁾ 王政復古期にも戦費借入はなされ将来の歳入の先取りがなされた。チャールズ二世は第二次英蘭戦争の戦費調達のための

42) 酒井『財政史』359頁。

43) Grey, *Debates*, ix, pp. 125, 177. ウィトコムは、ショウの「騎士議会の過少供与」説を批判し騎士議会は歳入を120万ポンドに増やす真摯な努力をし、1670年までにほぼ達成したとしている。ショウは王政復古期の財政難を「議会の吝嗇(過少供与)」によるとし、「国王の浪費」によるものではないとした。D. Witcombe, *Charles II and the Cavalier House of Commons* (1966), pp. 17-19, 25, 125-6; Chandaman, *op. cit.*, p. 264. 酒井「過渡性・下」361頁以降。

44) Grey, *Debates*, x, p. 12.

借入をしている。これに対して議会は借入返済による歳入の減損の補償をする供与を議決している。⁴⁵⁾「国王私財」の減損の修復を図ったのである。しかし、九年戦争が終わった1697年の議会は、戦費借入の担保となった歳入の減損の補償をしようとはしなかった。歳入減損の補償を得るために議会の再開が必然化するという期待が先取りを促進したが、戦争が終わっても収入の減損を補償する努力はなされなかった。「国王私財」の減損は修復されなかった。なされたことは、1698年に「国王私財」のうち限りなく王室費に近いシヴィル・リストとして年額70万ポンドが議決されたことであった。⁴⁶⁾ その用途が国王の自由裁量に委ねられる「国王私財」は、本来、平時軍事費と文政費と王室費を包含していた。そのうち前二者が年々の議会的供与によることになった。国王の自由裁量権が大きく削減されることになった。それは限りなく王室の生活費に限定されることになった。King's Own（「国王私財」）の理念はCivil List（王室費）の理念に転換した。⁴⁷⁾

「国王私財」のシヴィル・リストへの縮減は、「国王私財」を構成する税収を担保に戦費の先取り（借入）をし、その後返済金による「国王私財」の減損を議会が補償しなかったことによる。これは否定しがたい事実ではある。しかし、戦争は古くから繰り返されていたが、「国王自活原則」の理念は強靱な生命力を保持していた。王政復古期は、清教徒革命で霧散した「国王私財」（封建的收入・大権的收入・王領地収入）の代替として三大間接税を「国王私財」として設定した。その間接税は世襲的あるいは終身的に国王に授与された。「国王私財」の内実が超議会的・非租税的なものから議会が承認する間接税に転換された。これは大きな転換ではあった。ただそれは毎年あるいは数年毎に議会承認を必要とするものでなく世襲的・終身的に国王に授与されるもので、用途は国王の自由裁量権の下にあり議会の批判と検証を免れるものであった。ここに王政復古期財政の過渡性があった。この過渡性は、「国王自活原則」の腐食の兆しであったが、王政復古期にはなおそれは順守すべきものとして歴史的重量を保持していた。事実、チャールズ二世が「国王私財」を130万ポンドに増額するために「追加葡萄酒輸入関税（1670年）」と「追加消費税（1671年）」を議会に求めた時、議会はこれに応じている。騎士議会には、「国王私財」補強のための追加課税を承認する勢力が多数いたのである。⁴⁸⁾ しかし、この時の関税と消費税の追加は、前者が八年間、後者が六年間のもので、終身的でも世襲的でもなかった。62年の世襲的な炉税の新設とは大きく異なっている。ただ、チャールズ二世にとって炉税は世襲的収

45) Witcombe, *Charles II and the Cavalier House of Commons*, p. 125.

46) 酒井「シヴィル・リスト」231-2頁。

47) こののちも国王の影響力のためにシヴィル・リストは用いられ、最終的に厳密な王室費に限定されたのは1830年のシヴィル・リスト法であった。同上稿、235頁。

48) Chandaman, *op. cit.*, pp. 16, 45; 酒井「過渡性・上」506頁; 酒井『財政史』163, 277頁。

入の最後の追加であったし、⁴⁹⁾ 二つの追加間接税の議会承認も最後の追加税であった(追加関税の延長はあった)。1678年にチャールズが終身的収入の30万ポンド加増を、追加的消費税を終身的なものにすることで行うよう求めたとき議会はきっぱり拒否している。⁵⁰⁾ この時、T.ミアズは「収入が過多にならないようにすることに私は賛成である。というのはそれによって貴兄らは議会を不可欠なものにするであろう。」と言い、「議会を重いものにするのも軽いものにするのも金である」とも言っている。⁵¹⁾

ジェイムズ二世財政と「国王私財」増収

1679～81年のシャフツベリ伯の主導するウィッグの排斥法運動が激しく展開し、それに対する反動として、チャールズ治世末期からジェイムズ即位期にはトーリが優勢になり王党派の気運が強まった。その気運は、「国王自活原則」の腐食と「国王私財」の劣化を暫時押し止めることになった。「(議会は) 頻繁な議会を求める魂胆から、時折、供与をする (feed and supply) だけ (であってはならない。)」というジェイムズ自身の警告にも恭順の意を表した。⁵²⁾ しかし、このような王党派の気運が支配的な時期にあっても、国王が議会から独立しうるような収入をジェイムズに与えることに疑念を呈するものが少なからずいた。ハリファックス侯もその一人であり、議会在一度に過大な収入を与えることはあってはならず、「気前の良さを抑止して、宮廷が(議会を) 召集する頻度を高める (ことを望む。)」と述べている。⁵³⁾ 王党派色の強い議会も決して過度に多い収入を国王に与えはしなかった。議会はジェイムズ二世にチャールズ二世と同額の120万ポンドを議決した。ただ議会は、通常の間税と1670年承認の追加関税が貿易の拡大を反映して著増し、消費税と炉税が徴税請負制の枷を解かれて増収となることを見通すことができず、凶らずも過大な収入を国王に与え議会議会無用化を生む結果を招いた。⁵⁴⁾

90年議会における「頻繁な議会」と悪しき大臣の排除

こうした経験から学んで、1690年の議会は「頻繁な議会」の実現を切望した。この時の「頻繁な議会」は毎年の議会ではなく三年ごとの議会であった。ウィッグの中

49) Chandaman, *op. cit.*, pp. 77-79.

50) C.J., ix, 500. この提案は実際には大蔵卿ダンビィによるもの。

51) Grey, *Debates*, iv, 115; Chandaman, *op. cit.*, p. 262, n1.p. 278, n. 2, 酒井「過渡性・下」364頁, 注125, 372頁: 酒井『財政史』279頁。

52) E. S. de Beer (ed.), *Diary of John Evelyn* (1955), iv, 443.

53) H. C. Foxcroft, *Life and Letters of Sir George Savile, First Marquis of Halifax* (1898), I, 444. 「日和見主義者」ハリファックスとジェイムズ二世との関係について次を参照。ハリファックス(山崎時彦・山口孝道訳)『日和見主義者とは何か』(1986年)158頁。

54) Chandaman, *op. cit.*, pp. 256-60, 「過渡性・下」359-60頁。

には、毎年の議会を求める極端な主張をするものもいた。極端な主張として、1689年に歳入は毎年議決されるべきとするものや、1693年の三年議会法の中に毎年の会期を条項として盛り込むべきというものもあった。⁵⁵⁾ これらの主張は議会で認められることはなかったが、1689年以降、戦争に促迫されたものであったとはいえ、事実上毎年の議会ないし毎年の会期が開かれた。

毎年の議会を多くのものが望むことはなかったが、「頻繁な議会」を望まないものはなかった。「頻繁な議会」は概ね少なくとも三年の一度の議会を意味した。「頻繁な議会」の要求の背後に、当初より立法府が行政機関を支配掌握する意思があったとは言えない。議会は、行政機構を国王に委ねることに違和感を持っていなかった。急進的なウィッグである W. ウィリアムズですら「戦争と講和についてわれわれ（議会）は容喙しない。われわれはそれに供与（財政的裏付け）をするだけである。」と言っている。⁵⁶⁾ 国王が自らが選んだ大臣を用いて行政を所管するのは当然視されていた。ただ議会は、国王とその大臣に行政を委任しはしたものの、好ましくない大臣いわば君側の奸を弾劾あるいは解任要求をする権利を行使した。1690年3月27・28日の「歳入」確定の議会論議においても、悪しき大臣の排除について意見が出されていた。「（貴兄らがあまりに多額を与えると）貴兄らは大臣たちを独立させるであろう」（C. シーモア）。「歳入が貴兄らの手を離れてしまったら、それを誤用した者をどうして確認出来ようか。」（J. ギーズ）。「終身の授与は、悪しき大臣の喚問を不可能にし、貴兄らの手の届かないところにやってしまう。」（カーヌル大佐）。⁵⁷⁾ 悪しき大臣を国王から引き離そうと議会は意気込んだが、そのことは意図せぬ結果を生み出すことになった。国王とその大臣に行政機構を委ねていたにもかかわらず、悪しき大臣に対する追及が、行政機構を議会（の多数派）が国王から奪取して掌握する道を開いた。1690年の議会で意図されたことは、ジェフリーズやサンダーランドなどの君側の奸を弾劾や解任請求によって追放するために「頻繁な議会」を求めることであった。これは新奇なことではなく、14世紀のマイケル・ド・ラ・ポールや17世紀のロードとストラップフォードの弾劾に至るまで議会の伝家の宝刀としてあり続けたものであった。しかしその意図せざる結果は、議会の多数派が行政機構を掌握するというこれまでにはなかった新しい展開を見せた。意図は古来の権利の行使であったが、結果は行政権を議会が掌握する議院内閣制への途を開いたのである。名誉革命が、古い権利の再確認という

55) Roberts, *op. cit.*, p. 72.

56) Grey, *Debates*, ix, 110.

57) *Ibid.*, x, 13, 20-1. 作法として、不信心は国王ではなく大臣に対してなされることが求められていた。ただウィリアム三世に権威主義的傾向は強く、国王はハリファックスに「歳入が一旦設定されれば、（国王は）自らの策をとる。」と告げ、大臣に依らず自ら独断専行する傾向があり、ハリファックスは「そのことを議会は恐れている。」と述べている。Foxcroft, *Life and Letters*, II, p. 228.

保守的なものでありながら近代の変革の始点たるゆえんである。⁵⁸⁾

90年議会における「頻繁な議会」と「苦情の救済」

「頻繁な議会」を求めたのは、一つに悪しき大臣を弾劾し国王から引き離すためであった。名誉革命後の悪しき大臣の追放はそれまでのものとは違って立法府の行政府に対する管掌を囚はずも結果したことが特徴であった。君側の奸の国王からの引き離しは、行政機関を国王から議会が奪取することを意味していた。これに次いで「頻繁な議会」を求めた理由は、国民の「苦情の救済」を確かなものにするのであった。オランダ大使 (Van. Citters) は母国に次のように報告している。「非国教徒政党が (関税の四年限定授与) に賛成したのは、前の議会で提出され国王が承認した苦情 (の救済) (1689年2月の「権利宣言」・引用者) をより確実により恒久的なものにするためであったことは人の知るところである。」⁵⁹⁾ T. クラージスは1692年2月に同様に次のように言っている。「議会がよい法案を成立させる (手段) は、かれら (が掌握する) 金 (カネ) 以外にない。かれらがひとたびそれを手放せば大きな力を失うことになる。」クラージスは、たんに庶民院が開会される権利を言っているのではなく、庶民院は「苦情の救済」がなされるまで「歳入の承認」を控える権利を有すると言っている。緊要な法案が受け入れられるまで財政法案 (money bill) を引き延ばすと言っている。「苦情の救済」と「供与の承認」の「交換」もまた中世以来繰り返されてきた。後見権・徴発権の廃止と議会税の新設の取引を内容とする1610年の「大契約」論議もその典型であり、その際「苦情の救済」と「供与の承認」の「交換」が等価交換か不等価交換か、いずれが先行すべきか、それは「商人的取引」かそうでないかが議論的となっていた。1690年議会第一会期では、「苦情の救済」の交換対象が (第二会期で問題となる) 「(非経常的) 供与の承認」ではなく「(経常的) 歳入の承認」であり、クラージスは、「苦情の救済」が「歳入の承認」の条件であることを明言したのである。⁶⁰⁾ 1690年にウィリアム三世は「(私は) 国王チャールズ二世が受けたような対応

58) マイケル・ド・ラ・ポールの弾劾については次を参照。酒井重喜『混合王政と租税国家』76頁。なおサンダーランド伯ロバート・スペンサーは、国務卿でありながら排斥法案に賛成し、ジェームズ二世即位後はその親仏・親カトリック政策を支持し、名誉革命後はウィリアム三世に取り立てられ国王と政党に調停役となった。ジョージ・ジェフリーズは、ヨーク公=ジェームズ二世に仕えカトリック陰謀事件やライハウス事件やモンマスの反乱後の裁判で苛酷な判決を出した。上掲『英米史事典』。

59) Roberts, op. cit., p. 73.

60) 後見権・徴発権の廃止という「苦情の救済」の交換条件とされたのは、「供与 (60万ポンド) と歳入 (年々20万ポンド) の承認」であり、大契約の失敗の原因はそこに「歳入の承認」が込められていたことであった。本来、課税は有期的で使途目的指定のものであった。1690年議会における「権利宣言」と「歳入確定」との「取引」とは共通性と相違生がある。酒井『混合王政』第3章「大契約とその失敗」、酒井「1620年代イギリス議会の『財布の支配』・苦情の救済と供与の承認の一体性」『経済論集』第22巻第1・2号(2015)。

を受けるつもりはない。というのは財政法案と抱き合わせにされた別の法案など（私には）ない。」と言った。⁶¹⁾ ウィリアム三世とクラージスの考えは真逆である。新王ウィリアム三世にとって、なによりも議会在無条件的に取り組みねばならないのは「歳入の確定」であった。歳入とは国王の経常的歳入のことであって平時的軍事費・文政費・王室費を賄うものである。しかしこの経常的歳入承認を単独先行させることに議会は難色を示し、しかも承認したのは「終身のおよび世襲的消费税と四カ年限定の関税とその他の世襲的収入」であった。これは伝統的経常収入を大きく下回るものであった。炉税喪失はもとより、なによりも関税を終身ではなく四カ年に限定したことは画期的であった。

経常的歳入として1690年3月に承認したものは、伝統的歳入額である120万ポンドを大きく下回る「不十分な inadequate」ものであり、しかも「関税の四カ年限定」のように伝統的な終身の承認ではなく「短期的な temporary」承認であり、さらに上述したように承認された経常的歳入の大半が「借入担保にされた encumbered」。本来、経常的支出を支弁しうる適正な額であること、終身的ないし世襲的であること、借入担保から免れていることが必須である「歳入」がズタズタに毀損され削減された。混合王政における「国王の独立」を支えるものは、十分な「国王私財」という独立的歳入であった。ズタズタにされた「国王私財」はこの後一層浸食がすすみ1698年のシヴィル・リスト法によって限りなく王室費に近い額まで削減されることになる。

III 国王と議会の攻防と「国王私財」

混合王政における「国王の独立」は、国王の権威を維持するのに適正な額が終身的ないし世襲的に承認されしかも借入担保として組み立てられていない歳入によって保証されなければならなかった。しかしウィリアム三世に授与されたものはその三つの条件をいずれも満たすものではなかった。関税には四年限定の枠がはめられ、多くは借入担保として「先取り」の対象となって返済金のため可処分額は半減していた。J.カーターは名誉革命体制を論じて次のように言っている。「1689年を巡る鍵となる設問は、(名誉革命が)王位に新しい国王を据えただけなのか新しい型の君主制を確立したのか、ということである。」⁶²⁾ 1690年3月37日の議会において、エイルスフォード伯H.フィンチは次のように発言している。88年11月5日時点で現存する150万ポンドにのぼる収入がそのまま「王国の王座にある者の権利として国王と女王に与えられれば、新しい人物が王位についたとはいえ古来の君主制がなお王座にあると見なしえる。」⁶³⁾

61) H. Horwitz. (ed.), *The Parliamentary Diary of Narcissus Luttrell* (1972), p. 193.

62) Carter, 'Revolution and Constitution', p. 40.

63) Grey, *Debates*, x, 16,.

しかし、古来の君主制は王座に止まらなかった。なぜなら議会は国王（と女王）にウィリアムがトーベイ上陸を果たした「(88年) 11月5日時点でジェームズ二世が自らのものとして所有していたものの半額」しか与えなかった。議会は、「国王を賄い付きで (at Board-wages) 据える」(J. トンプソン) ことを決定したのである。⁶⁴⁾

1690年3月の「歳入」確定は、ジェームズ二世のものの半分を与えるだけで、それは王位の独立性を保証するものではなかった。「国王自活原則」を保証する財政基盤は大きく崩れた。世襲的収入である炉税の廃止も大きな打撃であった。ウィリアム三世は、炉税廃止に難色を示し廃止を進言したものは「共和政 (commonwealth)」を企図しているとして非難した。共和政の長所も君主制の長所と同様に認識しているが、「すべての政府のうちで最悪のものは財と力のない国王の政府である。」終身で十分な国王歳入の授与がなければ国王の称号は名ばかりの「虚飾 (pageant)」に過ぎないと言い、89年初めに「オランダに帰る」とまで口走っていた。⁶⁵⁾

混合王政においては、「国家の中に二元性があるのではなく、二元性という形において、また二元性と通じて国家がはじめてでき上がったのである。」⁶⁶⁾ そこでは「議会の特権 (privileges)」と「国王の大権 (prerogatives)」が互恵的に均衡することが要諦であった。国王は経常費（平時軍事費、文政費、王室費）を十全に賄うだけの財源（「国王私財」）を確保し、非経常費（戦時の軍事費、前王の負債返済、即位式など）については議会が課税を承認して協力する。清教徒革命までは「国王私財」が少なくとも建前では保証されていた。あるいは「国王私財」を十全ならしめる国王側の政策（財政封建制）が議会抜きで強行された。しかし清教徒革命によって「国王私財」は霧散し、王政復古後その欠落が三大間接税で埋められた。間接税からなる「国王私財」は戦争や経済的好不況によって変動があった。1660年代は赤字、70年代中葉は黒字、70年代末葉は赤字、80年代は黒字と変動した。⁶⁷⁾ しかし1690年の「歳入」確定によって赤字は恒常的となった。「国王私財」の一部は廃止され一部は期限付とされ多くが借入担保として組まれた。こうした「国王私財」の決定的な削減によって平時軍事費・文政費の支弁は議会の管掌するところとなり国王は名ばかりの「虚飾」へと限りなく近づいた。これは国王の政策決定権の行使を議会の許容範囲へと狭小化するものであった。戦争・講和や王位継承や大臣指名などの国王専決事項に議会が容喙していった。国王と議会の二元的混合王政の均衡体制は形の上で保持されたが、財政の中世的二元主義を支える財政的均衡は決定的に崩れた。⁶⁸⁾

64) *ibid.*, 18. 「賄い付きで (at Board-wages)」は W. エティック議員の発言にもある。

65) Foxcroft, *Life and Letters*, II, p. 225; Burnet, *History of His Own Time*, iv, 60-61.

66) O. ブルンナー（成瀬治他訳）『ヨーロッパその歴史と精神』vii 「封建制」225頁。

67) Shaw, *CTB*, vii, part i, xxiii-xxvi; Chandaman, *op. cit.* ch. vi, pp. 196-261; G. Nichols, 'English Government Borrowing, 1660-1688', *Journal. British Studies*, x, no. 2, pp. 93-6.

68) Kemp, *King and Commons*, p. 70; Reitan, 'Revenue to Civil List', pp. 571, 583. 酒井「ウィリアム

しかし国王が共和国の首長（たとえばヴェネチアのドージェ）になったわけではない。議会はなお、国王に外交・陸海軍の指揮・裁判官や大臣の任命権を委ねたままであった。国王は法の拒否権や免除権（suspending power and dispensing power）を除いてチャールズ二世が持っていたすべての権限を保持しつづけた。しかしその行使は事実上議会の定めた範囲内に限定された。チャールズ二世とウィリアム三世とを比較すればそれが分かる。1692年の三年議会法案をウィリアムは拒否権を行使して廃案にしたが、94年に新たな三年議会法については承認を余儀なくされている。⁶⁹⁾ チャールズ二世は、1679-80年のウィッグによるヨーク公排斥運動を議会解散権の行使によって抑え込んだ。庶民院は、ヨーク公排斥論からヨーク公即位を前提とする王権制限論へ変節したハリファックスを枢密院から追放せよと要求したが、これに対してチャールズは議会の休会と解散によってそれを撥ねつけた。⁷⁰⁾ 一方、ウィリアムは1700年に、議会内多数派トーリの圧力を受けてウィッグ・ジャンターのリーダー大法官J. ソマーズ卿を解任している。チャールズは、1681年今後三カ年議会を開かない見返りに50万リーブルのフランス資金を得る交渉をまとめたロチェスター伯L. ハイドを議会の攻撃から擁護し、1678年の庶民院の対仏開戦要求を退け、さらにウィッグ系の自治体の特許状の権限開示訴訟を行っている。⁷¹⁾ 議会の意向を逆撫するようなこれらの行為は偏にチャールズの財政的独立に拠っている。ウィリアムはこのような独立性を持っていなかった。ウィリアムは、一部の非国教会徒を国教会に抱き込む「包含」政策をとりそれを支持する寵臣ノッチングム公ダニエル・フィンチを重用していたが、九年戦争下の失策の責任追及から庇いきれず1693年に国務卿を解任している⁷²⁾ 1698年にはオランダ人近衛隊のイギリス残留に対する批判を受けてそれを母国に送り返している。⁷³⁾ 1699・1700年には、ジャコバイトからの没収地を従軍兵などに優先的に下賜したことを庶民院から批判され、没収地処理については国王を斥けて議会が管掌することになった。⁷⁴⁾ これらはウィリアムが「財布の支配」を有する議会に押し切られて大臣解任や政策変更や権限喪失を強いられたことを示している。

「財布の支配」は議会の課税承認権のことである。国王からの「必要の提訴」を受けた議会在理ありとすれば課税を承認した。それは軍事費を中心とする非経常的支出に充てられるものであった。経常的支出は「国王私財」で賄い平時における臣民への

三世のシヴィル・リスト』『経済論集』第22巻第3-4合併号(2016)229頁。

69) 浜林、『名誉革命史』271-3頁。

70) Roberts, op. cit., p. 74. 貴族院では、ハリファックス追放案は採決で否定された。

71) 浜林、『名誉革命史』135, 143-4頁。

72) 1693年の失策とは、レールウィンデン（南ネーデルランド・リエージュ近傍）戦の敗北とイギリスのレヴァント貿易船団のフランス艦隊による壊滅を指す。トレヴェリアン『イングランド革命』135頁。友清190頁。浜林『名誉革命史』242頁。

74) 上野格他『アイルランド史』(2018年)139頁。

課税は臣民の財産権の侵害であり厳に慎まなければならなかった。16世紀以来、一般に貨幣経済が進展し加えて価格革命・行政革命・宗教改革が進み経常的支出が著増し、逆に「国王私財」が大きく目減りして「国王の独立」が脅かされていた。1610年に「国王私財」の一部（後見権・徴発権）を放棄し代わりに恒久的租税を議会に求める「大契約」を提起した大蔵卿ソールズベリ伯 R. セシルは「経常的収入は経常的支出を賄うとともに、非経常的（支出に）応えるものを残しておかねばならない。・・・非経常的（支出）は経常的（支出）の4分の1にも上ることもあり（国王歳入はそれだけ）大きくなければならない」としていた。⁷⁵⁾ F. ベーコンは、国王はその財を強化して、議会の召集を「必要に迫られてではなく王自身の条件で」できるようにしなければならないと述べた。⁷⁶⁾ チャールズ一世は、1626年には「国王私財を持つことによって、議会の召集と開会と解散は完全に朕の権限となる。（議会の）成果の良し悪しで（議会を）継続するか否かが決まる。」と豪語していたが、⁷⁷⁾ 29年には、頑なに付加関税批判を続ける議会を解散し「十一年の親政」を敷き、非議会的収入を模索する財政封建制を展開した。しかし、主教戦争の勃発とともにそれでは耐え切れず議会を開いて財政協力を求めた。王政復古期の大蔵卿ダンビィも常に十全なる「国王私財」の整備に心を砕き、それこそ臣民への資金依存を回避する「君主制の筋骨（the sinews of the monarchy）」であり「国王の独立」を支えるものとして重視していた。⁷⁸⁾

小括；「国王私財」削減と「頻繁な議会」

1690年の議会による「歳入」確定では、関税を四か年限定とした炉税が廃止されたため終身的と世襲的の収入（ウィリアム三世の「国王私財」）は経常的支出を少なくとも20万ポンド下回った。⁷⁹⁾ しかも議会が承認した租税は借入担保にされ借入金の返済と利払いによって国王の可処分額は70万ポンド程度であった。支出を賄うのに「不適正」に少なく、伝統的な終身的歳入であった関税については「短期間限定」にされ、しかも多くの税収が借入の「担保」に入れられていた。こうした異例の1690年「歳入」確定は、経常的支出に見合うべき「国王私財」を決定的に削減し、古来の「国王自活原則」をまともに否定し、新しい型の君主制を予定するものであった。これは、革命後の政治的「混乱」や対フランスの「戦争」に要因があったことは否めな

75) E. Foster (ed.), *Proceedings in Parliament 1610* (1966), ii, p. 15. 非経常的支出は本来議会が課税で賄うものであるが、ソールズベリがここでいう非経常的支出は臨機に国王が負担するものを指している。

76) J. Spedding, *The Life and Letters of Francis Bacon* (1857-74), IV, 366.

77) Cobbett's *The Parliamentary History of England*, II, p. 60.

78) A. Browning, *Thomas Osborne Earl of Danby*, vol. II (1944), pp. 65, 68.

79) Roberts, *op. cit.*, p. 75.

い。しかしすでに暫定議会の冒頭（89年2月26日）で「三か年限定の歳入」を設定する意思是表明されており、同年7月にそのことに賛同する決議がなされ、その時は「三か年限定歳入」案が断念されたことを悔やむ発言を次の会期でS. ゴドルフィンがしていた。すでにこうした前触れがあって、90年3月27・28日に「関税の四年限定」を含む「歳入」確定がなされた。庶民院はウィッグとトーリの別なく「頻繁な議会」を保証するものとしての「不十分な歳入」を用意したのである。ジェームズ二世に過大な歳入を与えたことが、議会無視と親フランス・親カトリック政策をとらせたという反省は深く浸透していた。「頻繁な議会」は悪しき大臣の排除のため、また「苦情の救済」を得るためにも必要であると考えられた。ウィリアム三世は過少な歳入に激怒し国王の名は「虚飾」にすぎないと反発した。たしかに国王には行政権・軍事権をはじめとする従来の国王権限の大半がそのまま保証された。しかしその権限行使は議会の許す限りとされた。「有給の官吏」あるいは「賄い付き」となった国王に対して議会は戦時と平時の別なく「財布の支配」を獲得した。1690年の「歳入」確定は国王大権の侵害を手控えつつ、それを支える「国王私財」を決定的に削減し、議会の優位を事実上確立した。

国王の「自活」を保証する「国王私財」が消失することによって家産国家は無産国家になり、無産国家は租税国家として絶対王政か制限王政（又は共和制）のいずれかに転換せざるをえなくなる。混合王政は、君主制と貴族制と民主制を混合したものでそれぞれの欠点を矯正しあうものである。混合王政における国王は法および議会に制約される面（King in parliament）とそれから自由な側面（King alone）を持つ両生動物に似たものであった。^{80）} それは国王と議会がともに独立する二元的体制であった。「国王の独立」を支えるのが「国王私財」で、それが基本的に平時の経常的統治費を賄った。軍事費を主とする非経常的費用は国王の要請を受けて議会在協賛合意する租税で賄われた。課税協賛権こそ「議会の独立」を保証した。清教徒革命で「国王私財」は霧散し、王政復古によって終身（および世襲）の租税（関税・消費税・炉税）によって代替されて再生した。名誉革命はそのうち炉税を廃止し関税を四か年限定で承認することで「国王私財」を決定的に削減した。「国王の独立」の財政的基盤が大きく棄損され、「議会の優位」が打立てられた。継承された混合王政は、国王の旧来的権限を剥奪しなかったもののその行使は議会の許容する範囲に限定された。使途に自由裁量権が認められる「国王私財 King's own」の存在は認められたがその額は大きく削減されやがて「王室費 civil list」に限定されていく方向性が定められた。清教徒革命・王政復古・名誉革命の流れのなかで、「国王私財」は消滅・擬似的再生・実質廃止を経験し、中世的混合王政の財政に貫く二原則のうち「国王自活原則」を実質的に廃棄

80) ウルマン（鈴木利章訳）『中世における個人と社会』（1970年）、118頁。

し、「合意なければ課税なし」の原則のみを近代に受け渡し、そうして「頻繁な議会」を保証した。名誉革命は、混合王政を絶対王政ではなく制限王政として、また議会優位の租税国家として、中世的なものから近代的なものへ転換し継承した。

参 考 文 献

- Statutes of the Realm*, (1882), vi.
- A. Grey, *Debates of the House of Commons* (1763), x.
- G. Burnet, *History of His Own Time*, ed. M. J. Routh (1833), iv.
- W. Cobbett (ed.), *The Parliamentary History of England* (1966), v.
- E. S. de Beer (ed.), *Diary of John Evelyn* (1955), iv.
- H. C. Foxcroft, *Life and Letters of Sir George Savile, First Marquis of Halifax* (1898), I.
- H. Horwitz. (ed.), *The Parliamentary Diary of Narcissus Luttrell* (1972)
- E. Foster (ed.), *Proceedings in Parliament 1610* (1966), ii.
- J. Spedding, *The Life and Letters of Francis Bacon* (1857-74), IV.
- Journal of the House of Commons*, x
- A. Browning (ed.), *English Historical Documents*, vol viii (1953).
- E. N. Williams (ed.), *The Eighteenth-Century Constitution 1688-1815* (1960).
- W. Shaw (ed.), *Calendar of Treasury Books, 1689-1692* (1931), vol. ix, part I.
- Ashley, M., *The Glorious Revolution of 1688* (1966).
- Baxter, S., *William III* (1966)
- Browning, A., *Thomas Osborne Earl of Danby*, vol. II (1944).
- Carter, J., 'The Revolution and the Constitution', in *British After the Glorious Revolution*, ed. G. Holmes (1969),
- Chandaman, C. D., *The English Public Revenue 1660-1688* (1975).
- Clark, G. N., *The Later Stuarts* (1934),
- Jones, J. R., *The Revolution of 1688 in England* (1972).
- Keir, D. L., *The Constitutional History of Modern Britain Since 1485* (1960),
- Kemp, B., *King and Commons: 1660-1832* (1957).
- Macaulay, T. B., *The History of England from the Accession of James II* (1858), III.
- Nichols, G. O. 'English Government Borrowing, 1660-1688', *Journal of British Studies* (1971), x, no. 2,
- Ogg, D., *England in the Reigns of James II and William III* (1955).
- Pollard, A. F., *The Evolution of Parliament* (1968).
- Roberts, C., *The Growth Responsible Government in Stuart England* (1966)
- Roberts, C., The Constitutional Significance of Financial Settlement of 1690, *Historical Journal*, 20, 1 (1977).
- Thomson M., *A Constitutional History of England 1642-1801* (1938).

- Trevelyan, G.M., *English Revolution 1688-1688* (1965) (G.M. トレヴェリアン (松村起訳) 『イングランド革命』 (1978 年))
- Tanner, J.R., *The English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century 1603-1689* (1962).
- Western, J.R. *Monarchy and Revolution* (1972).
- Witcombe, D., *Charles II and the Cavalier House of Commons* (1966)
- 上野格・森ありさ・勝田俊輔編『アイルランド史』(2018 年)
- W.ウルマン (鈴木利章訳)『中世における個人と社会』(1970 年),
- O.ブルンナー (成瀬治他訳)『ヨーロッパーその歴史と精神』vii「封建制」(1974 年)
- E.パーク (中野好之訳)『フランス革命についての省察(上)』岩波文庫 (2000 年)
- 友清理士『イギリス革命史・下』(2004 年)
- 浜林正夫『イギリス名誉革命史』(1981 年)
- ハリファックス (山崎時彦・山口孝道訳)『日和見主義者とは何か』(1986 年)
- 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』(1989 年)
- 同『混合王政と租税国家』(1997 年)
- 同「ウィリアム三世のシヴィル・リスト」『熊本学園大学経済論集』第 22 巻第 3-4 合併号 (2016)
- 同「王政復古期財政の過渡性(上)」『同上誌』第 23 巻第 1-4 合併号 (2017)
- 同「王政復古期財政の過渡性(下)」『同上誌』第 24 巻第 1-4 合併号 (2018)
- 同「チャールズ二世の『国庫支払停止』と『銀行家債務』」『同上誌』第 24 巻第 1-4 合併号 (2018)
- 同「チャールズ一世第 3 議会第 2 会期の関税論議」『同上誌』第 25 巻第 1-4 合併 (2019)

The financial settlement of William III's first parliament ·· the significance of the grant of customs for four years

Shigeki SAKAI

William III's first parliament determined the financial settlement which abolished the hearth tax and granted the permanent and hereditary excise and the customs for four years. The commons regretted that they had given James II too much and so he had made himself the absolute king. '1690's financial settlement' which made the revenue inadequate, temporary and encumbered, secured 'frequent parliaments', could impeach 'evil ministers' and could bargain 'redress of grievances' in return of 'grant of supply (or support)'. William III was not deprived most of prerogatives, but he lost enough revenue to wield them independently. '1690's financial settlement' made the king 'at board-wages' and parliament acquire 'the control of the purse'.